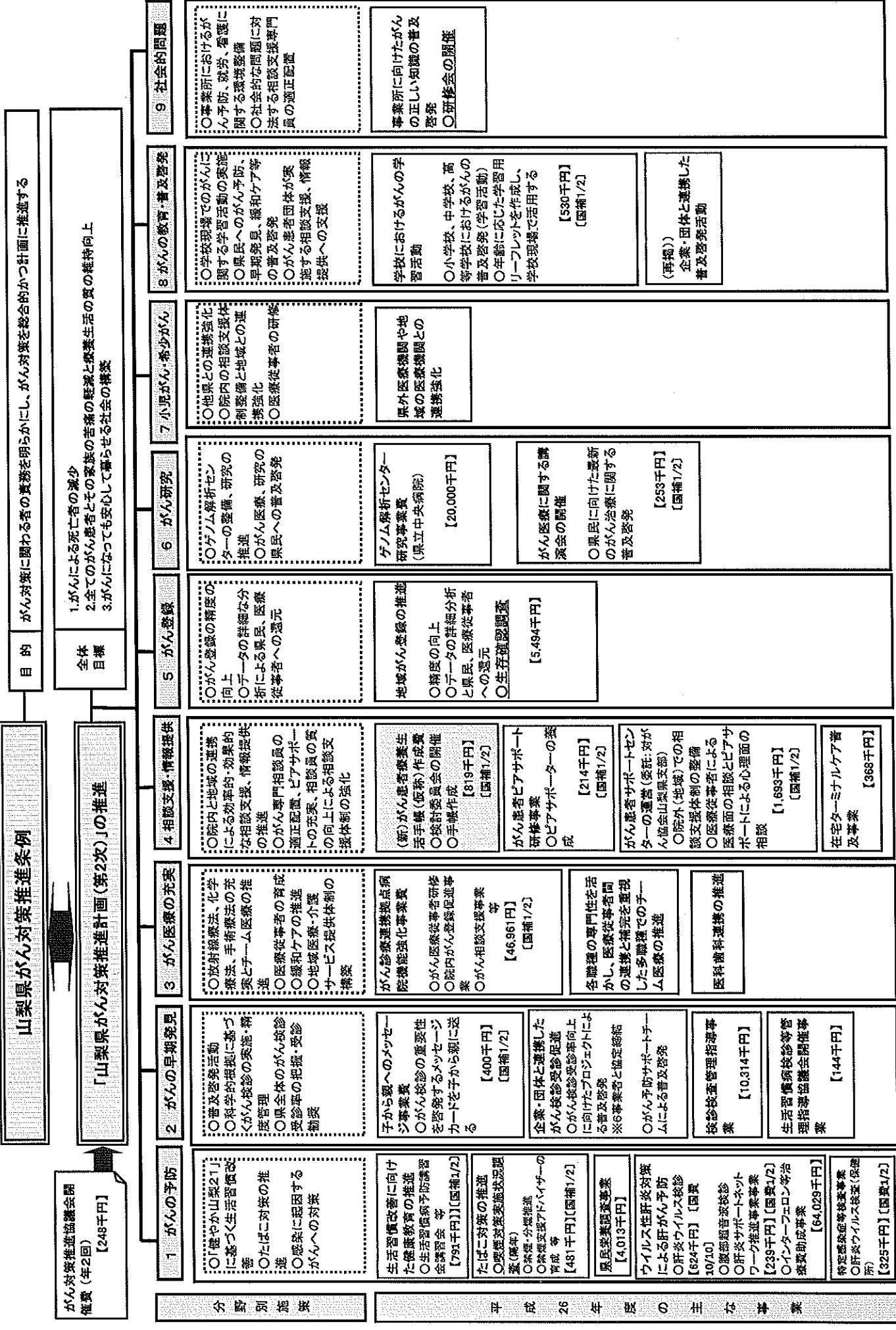


平成26年度 新規事業の概要

資料 2

施策	P	事業	概要
1. がんの予防 ①たばこ対策	5 喫煙対策実施状況調査		<ul style="list-style-type: none"> ◆目的:職場における喫煙対策状況を把握し、今後のたばこ対策の基礎資料とする。隔年実施。 ◆内容:喫煙者数、喫煙対策の内容、今後の方針等 ◆調査対象:国・県の関係機関、市町村役場、教育機関、従業員50人以上の事業所、医療機関等(約1,100カ所) ◆実施時期:平成26年10月頃
1. がんの予防 ③生活習慣改善	11 県民栄養調査		<ul style="list-style-type: none"> ◆目的:県民の健康状態及び栄養素等の摂取状況を把握し、県民の健康、食生活改善対策、教育等を推進する基礎資料とする。5年ごとに実施。 ◆調査対象:無作為抽出した16単位区内の世帯(約480世帯)及び世帯員(約1,440人) ◆調査項目:(1)身体状況調査(身長・体重・血圧・血液検査、運動量、栄養素等摂取量等) (2)栄養摂取状況調査(世帯員の食品摂取量、栄養素等摂取量等) (3)生活習慣調査(食生活、運動、睡眠、飲酒、喫煙、歯の健康等) (4)子どもの食生活状況調査(3~15歳を対象に食生活等の実態調査) ◆実施時期:平成26年11月頃
4. がんに関する相談支援と情報提供	22 がん患者療養生活手帳の作成		<ul style="list-style-type: none"> ◆目的:がんと診断された患者のために、治療経過や療養に關することを集約できる自己管理手帳を作成し、患者がより適切な納得のいく治療ができるようにするために、治療のいくつかの納得ができることを目的とする。 ◆手帳の種類:5種類(胃・大腸・肺・肝臓・乳房)作成 ◆内容:治療内容、検査結果、病状等の診療情報、5年間の診療予定表、かかりつけ医等の受診時の診療情報等
5. がん登録	25 地域がん登録事業における追跡調査(生存確認調査)		<ul style="list-style-type: none"> ◆目的:がん患者の生存率の算出 ◆調査対象:2008年に診断され、山梨県地域がん登録データベースシステムに登録された者のうち死亡情報が確認されていない者(約2,700名) ◆実施方法:市町村への住民票照会 ◆実施時期:平成26年6~8月頃、継続追跡調査:平成26年10~11月頃 ◆データ公表:平成27年2月頃
7. がん患者の就労を含めた社会的な問題への取組	31 開催(産業保健推進連絡事務所と連携事業の連携事業)		<ul style="list-style-type: none"> ◆目的:がん患者が治療と仕事とを両立できる環境づくりを目指し、事業者の立場からがん患者従業員への支援を考えるきっかけづくりとする。 ◆対象:事業所(衛生管理者・産業看護師、人事労務担当者等の産業保健スタッフ、がん診療連携拠点病院等の相談担当者等) ◆内容:がん患者への就労支援を考える講演「がんと就労～一人ひとりが最初の一歩を踏み出すために」 講師 パナソニック(株)工コソリューションズ社 産業医 田中宣仁氏 ◆日時:平成26年7月11日(金)午後2~4時 ◆場所:びゅあ総合 中会議室

がん対策の推進へがん対策日本一の県をめざして



がん患者療養生活手帳（仮称）作成事業

がんと診断された患者のために、治療経過や療養に関する情報を集約できる「療養生活手帳（仮称）」を作成する。

療養生活手帳（仮称）を利用することにより、患者は治療経過や状況を把握でき、より適切な納得がいく診療が可能となり、診療や予後に対する不安軽減につながる。

1 経緯

- ・山梨県がん対策推進条例においても患者や家族への支援については重要な位置づけがなされている。
- ・第2次山梨県がん対策推進計画の全体目標でもある、「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」や「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」に位置づけられている。

2 事業概要

（1）必要性

がん患者は、告知を受けてから比較的短い間に治療方法の選択を行わなければならず、療養に伴う就労、家事、経済など多くの悩みや不安を抱え込む。がん患者がこの手帳を受診時に持参することにより、主治医のみならずかかりつけ医やその他の医療機関の医師から治療経過や状況などを得やすくなる。また、一般的な診療予定表（診療計画）をがん患者が把握することにより、「いつ」「どこで」「どんな」診察や検査を受ければよいのか把握でき、診療や予後に対する不安の軽減につながる。

（2）事業内容

①がん患者療養生活手帳作成検討委員会

- ・委員 15名程度（患者団体代表、山梨県がん診療連携拠点病院連絡協議会代表、医師会代表、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、市町村代表、保健所代表、県関係各課等）
- ・検討内容 第1回：掲載内容修正案の提示・検討
第2回：関係機関意見収集後の再修正案提示・検討、最終案作成

②がん患者療養生活手帳作成

- ・内容 治療内容・検査結果・病状等の診療情報、今後5年間の診療予定表、かかりつけ医等受診時の診療記録など
肺・胃・肝・大腸・乳房の5種類
- ・手帳の利点 ①診療予定表により「いつ」「どこで」「どんな」診察や検査を受ければよいのか分かり安心できる。
②患者が自分の治療内容を手帳により情報集約できるので、診療や予後に対する不安軽減が図られる。
③治療に対して自己管理でき、療養に対しての見通しが把握できるため、療養生活の質の向上・維持が可能となる。
- ・作成時期 平成27年3月

がん患者療養生活手帳(仮称)作成タイムスケジュール

3月	2月	1月	12月	11月	10月	9月	8月	7月	6月	5月	4月
手帳発行・配布	最終案の確認									委託先の委託決定	県
最終案提出	第2回協議会・最終案提示	第2回委員会・修正案の検討・周知・配布討	修正案作成	最終案作成	最終調整	最終案の提示	委託契約案作成	がん対策推進協議会	骨子案の検討・委託先の検討	作成検討委員会委員の検査委員会	県
印刷	最終案作成	最終調整						がん患者療養生活手帳作成委員会検討会			

平成26年度山梨県悪性新生物登録事業における追跡調査実施要領

1 調査目的

地域がん登録に基づくがん患者の生存率は、その地域や医療機関におけるがんの診断と治療を総合的に評価する指標として、がん対策の推進に大きな役割を果たすものであり、生存率を算出するには山梨県地域がん登録に係るデータベースシステム（以下、「D B S」という。）へ登録された者の予後情報を正確に把握する必要があることから、追跡調査（住民票照会）を実施する。

2 調査対象者

2008年（平成20年）にがんと診断され医療機関から届出があり、D B Sに登録された者のうち、人口動態統計調査による死亡小票との照合により生死が確認できなかった者。

3 調査方法

県内市町村（県外転出者については県外市町村）へ文書により照会する。調査時点は平成26年6月30日現在とし、具体的な手順は（1）から（6）のとおりとする。

- (1) 山梨県福祉保健部健康増進課において、調査対象者の「住所」・「氏名」・「性別」・「生年月日」の各欄を記載した対象者リストを市町村ごとに作成し、各市町村あて調査依頼を行う。なお、住所については、アパート名等の詳細が記載していない場合がある。
- (2) 各市町村の住民票担当課等は、対象者リストに記載のある者の住民票を確認し、「住民登録」欄の1～5の該当番号に○を付す。
- (3) (2)において、4（死亡）に○を付した者については、「死亡日」欄に死亡日を記載する。
- (4) (2)において、2（転居）又は3（転出）に○を付した者については、「転居・転出年月日」欄に転居又は転出年月日を記載するとともに、「転居・転出先住所」欄に転居又は転出先住所を記載する。なお、複数回転居している場合は、「転居・転出先住所」欄には最終転居先住所を記載する。
- (5) (2)において、該当番号が複数ある場合は、複数の該当番号に○を付した上で、死亡の場合は「死亡日」欄に死亡日を記載し、「転居・転出年月日」欄には最終転居・転出年月日、「転居・転出先住所」欄には最終転居・転出先住所を記載する。
- (6) 調査結果を記入した追跡調査対象者名簿は、返信用封筒（緑色）を用いて山梨県福祉保健部健康増進課あて郵送する。

4 調査結果の利用について

調査により得られた情報については、生存率を算出するためD B Sへ入力する。

市町村別追跡調査対象者数リスト

H26.4.7現在

市町村名	対象者数	備考
甲府市	781	
富士吉田市	129	
都留市	79	
山梨市	120	
大月市	53	
韮崎市	105	
南アルプス市	235	
北杜市	187	
甲斐市	217	
笛吹市	218	
上野原市	10	
甲州市	101	
中央市	99	
市川三郷町	59	
早川町	8	
身延町	54	
南部町	14	
富士川町	57	合併による集計
昭和町	51	
道志村	2	
西桂町	10	
忍野村	16	
山中湖村	13	
鳴沢村	8	
富士河口湖町	76	
小菅村	0	
丹波山村	1	
計	2,703	

追跡調査実施スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
事業説明											
市町村担当 者会議	● 対象者リスト 下作成	● データ集約 依頼	● 対象者リスト 下作成	● 追跡調査依 頼	● 対象者リスト 下作成	● 追跡調査結果 入力	● 経緯追跡調 査依頼(県外を 含む)	● 経緯追跡調 査結果入力	● 経緯追跡調 査結果回答	● 経緯追跡調 査への協力・回 答	● 経緯追跡調 査への協力・回 答
県	● 対象者リスト 下作成	● データ集約 依頼	● 対象者リスト 下作成	● 追跡調査依 頼	● 対象者リスト 下作成	● 対象者リスト 下作成	● 対象者リスト 下作成	● 対象者リスト 下作成	● 対象者リスト 下作成	● 対象者リスト 下作成	● 対象者リスト 下作成
市町村 者会議											

山梨県悪性新生物登録事業実施要綱

第1 目的

山梨県悪性新生物登録事業（以下「地域がん登録事業」という。）は、県内における悪性新生物（以下「がん」という。）の登録を実施することにより、がんの罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率の測定等を行い、もって本県におけるがん対策の推進に資するとともに、県内におけるがん医療水準の向上を図ることを目的とする。

第2 実施主体

地域がん登録事業は、県内医療機関及び医師の協力を得て、山梨県が実施する。

第3 がんの範囲

登録の対象となるがんの範囲は、国際疾病死因分類に掲げるすべてのがん及び上皮内がんと頭蓋内のすべての腫瘍と性質不詳の新生物とする。

第4 個人情報の保護

地域がん登録事業によって情報を収集し、収集した情報を利用及び提供するときは、山梨県個人情報保護条例（平成17年3月28日条例第15号）の趣旨に鑑み、個人情報の適正な取扱の確保及び個人の権利利益の保護に十分配慮しながら実施する。

第5 届出票の収集

地域がん登録事業で使用する届出票（別紙様式）については、山梨県個人情報保護条例、その他関係法令に基づき、医療機関の医師から収集する。

第6 実施方法

- 1 医療機関の医師は、新たにがん患者を診療した場合には、届出票により、他の医師からの既存の届出の有無にかかわらず県健康増進課に届け出る。既に届出のあった患者が新たに他のがんに罹患したと診断された場合も同様とする。
- 2 保健福祉事務所（保健所）は、人口動態調査死亡票を転写し、毎月一度、健康増進課へ送付する。
- 3 県は、事業目的を達成するために必要な補充調査等を、医療機関の協力のもとに届出票を届け出た医師に対して実施し、追跡調査を市町村に対して実施することができる。
- 4 県は、医療機関から届け出られた届出票と保健福祉事務所（保健所）から送付された人口動態調査死亡小票の整理、登録、集計、解析等を行い、統計資料を作成する。これらの作業要領については別に定める。

第7 情報の利用及び提供

県は、地域がん登録事業によって収集した情報を、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がんの原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用し、及び第三者に提供することができる。これについて必要な手続きは別に定める。

第8 秘密の保持

地域がん登録事業に従事している者及び従事した者は、個々の患者及び医療機関について業務上知り得た秘密については、これを他に漏らしてはならない。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、山梨県福祉保健部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。